



福岡県医師会 第311号（地）

令和5年4月28日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

労働安全衛生規則第592条の8等で定める有害性等の
掲示内容について（情報提供）

労働安全衛生法に基づく省令改正により、作業を請け負わせる一人親方等や同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対しても、労働者と同様の保護が図られるよう、新たに一定の措置を実施することが事業者には義務付けられた件につきましては、令和4年5月23日付け福岡県医発第557号（地）文書においてご連絡申し上げたところです。

今般、上記文書内の「第3 1（4）イ（ア）」において別途示すこととなっております。また、有害物質ごとに掲示すべき内容について、厚生労働省より都道府県労働局宛に通知がなされ、本会に対しても、日本医師会を通じて情報提供がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本通知文書内の「生ずるおそれのある疾病の種類」及び「その症状（疾病の症状）」の記載例につきましては、下記ホームページに物質別に掲載予定でありますことを申し添えます。

【疾病の種類・症状の記載例 掲載先】

労働安全衛生総合研究所科学物質情報管理研究センター

https://www.jniosh.johas.go.jp/groups/info_center.html

【参考：厚生労働省ホームページ】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki jun/anzen/anzeneisei03_00004.html

小郡三井医師会より

産業保健担当理事 柳 大三郎
会長 島田昇二郎

日医発第154号(健Ⅰ)

令和5年4月13日

都道府県医師会

産業保健担当理事 殿

公益社団法人 日本医師会

常任理事 神村裕子

(公印省略)

労働安全衛生規則第592条の8等で定める有害性等の
掲示内容について（情報提供）

一人親方等の安全衛生対策については、日医発第322号（令和4年5月6日）にて周知いたしました通り、事業者に対して保護措置が義務付けられたところです。

今般、上記文書内「第3 1（4）イ（ア）」にて別途示すこととなっております、有害物質ごとに掲示すべき内容にて、以下の通り通知が発出されましたので、情報提供をいたします。

つきましては、本内容をご理解の上、貴会会員ならびに貴会関係郡市区医師会等への周知方につきまして、特段のご高配を賜われますようお願い申し上げます。

なお、本文中にある「生ずるおそれのある疾病の種類」「その症状（疾病の症状）」の記載例については、下記HPにて物質別に掲載される予定です。

【疾病の種類・症状の記載例 掲載先】

労働安全衛生総合研究所化学物質情報管理研究センター

https://www.jniosh.johas.go.jp/groups/info_center.html

【参考：厚生労働省HP】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/anzen/anzeneisei03_00004.html

基発 0329 第 32 号
令和 5 年 3 月 29 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

労働安全衛生規則第 592 条の 8 等で定める有害性等の掲示内容について

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和 4 年厚生労働省令第 82 号）により、有害物の有害性等に関する掲示内容の見直しを行ったところである。有害物ごとに掲示すべき内容については、「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行等について」（令和 4 年 4 月 15 日付け基発 0415 第 1 号）の第 3 の 1（4）イ（ア）において別途示すこととしていたところであるが、今般、当該内容については下記のとおりとするので、その施行に遺漏なきを期されたい。

記

1 掲示の記載内容について

（1）疾病の種類について

労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）第 592 条の 8、有機溶剤中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 36 号。以下「有機則」という。）第 24 条第 1 項、鉛中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 37 号）第 51 条の 2、四アルキル中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 38 号）第 21 条の 2、特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号。以下「特化則」という。）第 38 条の 3、第 38 条の 17 第 1 項第 2 号、第 38 条の 18 第 1 項第 2 号及び第 38 条の 19 第 1 項第 18 号、粉じん障害防止規則（昭和 54 年労働省令第 18 号。以下「粉じん則」という。）第 23 条の 2 並びに石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号。以下「石綿則」という。）第 34 条（以下「安衛則第 592 条の 8 等」という。）に基づき掲示の対象となる物質（以下「掲示対象物質」という。）により「生ずるおそれのある疾病の種類」の記載方法については、次に掲げる方法のうち、事業場において取り扱う物質に応じてふ

さわしい方法を選択すること。なお、アからウまでに掲げる方法による記載が可能な場合は、当該方法で記載することが望ましいこと。

ア 労働基準法施行規則（昭和 22 年厚生省令第 23 号）別表第一の二（以下「労基則別表」という。）に基づく方法

労基則別表に、事業場において取り扱う物質を原因とする疾病が記載されている場合、労基則別表に記載された疾病を記載する方法

例：事業場においてベンジジンを製造し、又は取り扱う場合は、労基則別表中第 7 号 1 の「ベンジジンにさらされる業務による尿路系腫瘍」から「尿路系腫瘍」、事業場においてベリリウムを製造し、又は取り扱う場合は、労基則別表中第 7 号 6 の「ベリリウムにさらされる業務による肺がん」から「肺がん」と記載

イ じん肺法施行規則（昭和 35 年労働省令第 6 号）第 1 条に基づく方法

粉じん則第 23 条の 2 の規定に基づく掲示については、「じん肺」及びじん肺法施行規則第 1 条各号に掲げる合併症を記載する方法

ウ 特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律（令和 3 年法律第 74 号）第 2 条第 2 項に基づく方法

石綿則第 34 条の規定に基づく掲示については、特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律第 2 条第 2 項各号に掲げる石綿関連疾病を記載する方法

エ 労働基準法施行規則別表第 1 の 2 第 4 号の規定に基づく厚生労働大臣が指定する単体たる化学物質及び化合物（合金を含む。）並びに厚生労働大臣が定める疾病（平成 25 年厚生労働省告示第 316 号。以下「疾病告示」という。）に基づく方法

疾病告示の表中欄に掲げる化学物質に応じ、それぞれ同表の下欄に定める症状又は障害のうち、同欄に定める臓器の障害を、疾病の種類として記載する方法

例：事業場においてアンモニアを製造し、又は取り扱う場合は、「皮膚障害、前眼部障害又は気道・肺障害」と記載

オ 日本産業規格 Z 7252（GHS に基づく化学品の分類方法）に定める方法により国が行う化学物質の危険性及び有害性の分類（以下「化学品分類」という。）の結果に基づく方法

化学品分類のうち、「特定標的臓器毒性（単回ばく露）」及び「特定標的臓器毒性（反復ばく露）」における標的臓器における障害を疾病の種類として記載する方法

例：事業場においてオルトートルイジンを製造し、又は取り扱う場合は、オルトートルイジンの「特定標的臓器毒性（単回ばく露）」の分類結果

は「区分 1（中枢神経系、血液系、膀胱）、区分 3（麻酔作用）」、「特定標的臓器毒性（反復ばく露）」の分類結果は「区分 1（血液系、膀胱）」であることから、「中枢神経系障害、血液系障害、泌尿器系障害」と記載

カ 特殊健康診断の対象となる物質名等に基づく方法

アからオまでの方法で疾病の種類を特定できない場合であって、事業場において、特化則第 39 条第 1 項等の特別規則で定める特殊健康診断の対象物質又は、特化則第 2 条第 1 項第 6 号の第三類物質等の特別規則で定められる物質であって特殊健康診断が義務付けられていない物質を製造し、又は取り扱うときは、当該物質による中毒（症）を疾病の種類として記載する方法

例：事業場において硫化ジエチルを製造し、又は取り扱う場合は、「硫化ジエチル中毒（症）」と記載

キ アからカまでの方法のうち、揭示対象物質について該当するものを組み合わせた方法

（2）疾病の症状について

揭示対象物質により生ずるおそれのある疾病に係る「その症状」の記載方法については、次に掲げる方法のうち、事業場において取り扱う物質に応じてふさわしい方法を選択すること。

ア 疾病告示に基づく方法

疾病告示の表の中欄に掲げる化学物質に応じ、それぞれ同表の下欄に定める症状を記載する方法

例：事業場においてセレン化水素を製造し、又は取り扱う場合は、「頭痛、めまい、嘔吐等」と記載

イ 特殊健康診断の項目の自他覚症状に基づく方法

特化則別表第 3 及び第 4 等の特別規則で定める特殊健康診断における自他覚症状を記載する方法

例：事業場においてベンジジン及びその塩を製造し、又は取り扱う場合は、当該物質に係る特殊健康診断の項目における自他覚症状「血尿、頻尿、排尿痛等」と記載

ウ 有機溶剤中毒予防規則の規定により揭示すべき事項の内容及び揭示方法を定める等の件（昭和 47 年労働省告示第 123 号。令和 5 年 3 月 31 日廃止。以下「旧告示」という。）に基づく方法

旧告示第 1 号（1）から（4）までに掲げる主な症状（頭痛、倦怠感、めまい及び貧血）を記載する方法

エ じん肺法施行規則様式第 3 号の自覚症状に基づく方法

粉じん則第 23 条の 2 の規定に基づく掲示については、じん肺法施行規則様式第 3 号の自覚症状の欄に記載されている症状（呼吸困難、せき、たん、心悸亢進等）を記載する方法

オ アからエまでの方法のうち、掲示対象物質について該当するものを組み合わせた方法

（3）取扱い上の注意事項について

安衛則第 592 条の 8 等（有機則第 24 条第 1 項を除く。）に基づく「取扱い上の注意事項」については、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 57 条の 2 第 1 項に基づく通知事項である「貯蔵又は取扱い上の注意」のうち取扱い上の注意に該当する内容を記載する方法、又は、日本産業規格 Z 7253（GHS に基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法ーラベル、作業場内の表示及び安全データシート（SDS））に基づく安全データシート（以下「SDS」という。）における「項目 7 取扱い及び保管上の注意」の内容を記載する方法があること。

有機則第 24 条第 1 項の規定に基づく掲示については、旧告示第 2 号に掲げる以下の内容について記載し、必要に応じて、法第 57 条の 2 第 1 項に基づく通知事項である「貯蔵又は取扱い上の注意」のうち取扱い上の注意に該当する内容又は SDS における「項目 7 取扱い及び保管上の注意」の内容を記載すること。

ア 有機溶剤等を入れた容器で使用中でないものには、必ずふたをすること。

イ 当日の作業に直接必要のある量以外の有機溶剤等を作業場内へ持ち込まないこと。

ウ できるだけ風上で作業を行い、有機溶剤の蒸気の吸入をさけること。

エ できるだけ有機溶剤等を皮膚にふれないようにすること。

（4）中毒が発生したときの応急処置について

有機則第 24 条第 1 項に基づき掲示する必要がある「中毒が発生したときの応急処置」については、旧告示第 3 号に掲げる以下の内容を記載すること。

ア 中毒の症状がある者を直ちに通風のよい場所に移し、速やかに、衛生管理者その他の衛生管理を担当する者に連絡すること。

イ 中毒の症状がある者を横向きに寝かせ、できるだけ気道を確保した状態で身体の保温に努めること。

ウ 中毒の症状がある者が意識を失っている場合は、消防機関への通報を行うこと。

エ 中毒の症状がある者の呼吸が止まった場合や正常でない場合は、速やかに仰向きにして心肺蘇生を行うこと。

(5) 使用すべき保護具の掲示について

安衛則第 592 条の 8 等に基づく「使用すべき保護具」等については、法第 57 条の 2 第 1 項に基づく通知事項である「貯蔵又は取扱い上の注意」のうち取扱い上の注意に該当する内容又は SDS における「項目 8 ばく露防止及び保護措置」の内容を参考にしつつ、当該作業場におけるリスクアセスメントの結果に基づく措置として使用すべき具体的な保護具等の種類を記載すること。

なお、使用すべき旨が規定されている保護具が呼吸用保護具の場合は、防毒用又は防じん用の別を記載し、この別が防毒用のときは吸収缶の種類、防じん用のときは性能区分も記載することが望ましいこと。使用すべき旨が規定されている保護具が防護手袋の場合は、その種類についても記載することが望ましいこと。

2 掲示方法について

安衛則第 592 条の 8 等の掲示方法は、作業場において作業に従事する全ての者が作業中に容易に視認できる方法によることをいい、掲示板による掲示のほか、デジタルサイネージ等の電子情報処理組織を使用する等の方法があること。

3 その他

1 (1) 及び (2) の「おそれのある疾病の種類」及び「疾病の症状」の記載例については、独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所化学物質情報管理研究センターのホームページに物質別に掲載する予定であるので、参考にされたい。